

特定建設工事等共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

長幌上水道企業団発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事等共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3ヵ月を経過完了するまでの間は解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限及び自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金（前払金、部分払金等を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規定及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（構成員名） %

（構成員名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものと

する。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配分の割合)

第 13 条 決算の結果、利益が生じた場合には、第 8 条に規定にする出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第 8 条に規定にする出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第 8 条の規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 8 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 1 6 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 1 9 条 代表者が脱却し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 2 0 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 2 1 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 特定建設工事等共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1 通は長幌上水道企業団に提出し他は各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称 特定建設工事等共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名